

熊交指第149号  
令和5年3月31日

確認事務の委託の手続等に関する事務取扱規則の一部改正について（通達）

見出しことについては、道路交通法（昭和35年法律第105号）の一部が改正されることに伴い、確認事務の委託の手続等に関する事務取扱規則の一部を改正する規則（令和5年熊本県公安委員会規則第4号）が令和5年4月1日から別添のとおり制定され、様式の一部の整理が行われるので、誤りのないようにされたい。

熊本県公安委員会規則第4号

確認事務の委託の手続等に関する事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

熊本県公安委員会委員長 小野 長門

確認事務の委託の手続等に関する事務取扱規則の一部を改正する規則

確認事務の委託の手続等に関する事務取扱規則（平成17年熊本県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別記様式第4号、別記様式第14号、別記様式第17号及び別記様式第22号中「第119条の2の2」を「第119条の2の4」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。